

市政トピックス

皆さんの元気を支えます! 苫小牧市地域包括支援センター

詳細 介護福祉課 ☎(32)6347

地域包括支援センターは、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心した生活を続けられるように支援を行う総合機関です。保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが協力して、地域の行政機関、保健所、医療機関などとも連携しながら支援します

■介護予防を推進します

高齢者の皆さんが自立して生活できるように、サービスの利用などについて助言・紹介するなど、皆さんの今の状態に合った健康づくりや介護予防のお手伝いをします

■さまざまな相談に応じます

介護保険以外のサービスや地域資源の紹介、家族介護者に対して情報提供や技術支援などの相談支援を行います

■暮らしやすい地域になるよう支援します

個別の支援から地域の課題を見出し、関係機関・地域住民の皆さんと地域づくりのための会議を行います

■適切なサービスを提供できるように支援します

高齢者の皆さんが住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、ケアマネジャーに対する支援・指導など、地域のさまざまな機関・専門家と連携・協力できる体制づくりに取り組みます

■高齢者の権利を守ります

安心して日常生活を送れるよう、高齢者の皆さんの権利を守る取り組みをします。例えば、成年後見制度の紹介や虐待の早期発見、消費者被害の未然防止などの対応をします

※お住まいの地域の担当包括支援センターがご不明な方は、介護福祉課地域包括係 ☎(32)6347にお問い合わせください

市内の地域包括支援センター一覧

施設名	住所	電話番号	施設名	住所	電話番号
西地域包括支援センター	青雲町2-12-17	☎(61)7600	中央地域包括支援センター	若草町3-4-8	☎(36)3712
しらかば地域包括支援センター	しらかば町5-5-6	☎(71)5225	明野地域包括支援センター	明野新町5-2-4	☎(53)4165
山手地域包括支援センター	山手町1-1-2	☎(71)5565	東地域包括支援センター	沼ノ端中央4-14-24	☎(52)1155
南地域包括支援センター	新富町1-3-7	☎(71)5005			

令和4年度介護保険料について

詳細 保険年金課

保険料について☎(32)6414 減額について☎(32)6426

65歳以上の方の介護保険料決定通知を6月中旬に発送します。基準額 70,763円(年額) ※令和3年度から変更ありません ()内は公費負担による軽減前の金額

所得段階	対象者	算定式	保険料年額 (百円未満切り捨て)
第1段階	生活保護・中国残留邦人等支援給付の受給者、または、世帯全員が市町村民税非課税で、本人が老齢福祉年金を受給している方	基準額×0.30 (基準額×0.50)	21,200円 (35,300円)
	本人が市町村民税非課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額(※2)の合計が80万円以下の方	基準額×0.50 (基準額×0.66)
本人の課税年金収入額と合計所得金額(※2)の合計が80万円を超えて120万円以下の方		基準額×0.70 (基準額×0.75)	49,500円 (53,000円)
第1段階、第2段階に該当しない方		基準額×0.90	63,600円
第2段階	同じ世帯に市町村民税課税者がいる	本人の課税年金収入額と合計所得金額(※2)の合計が80万円以下の方	70,700円
第3段階		第4段階に該当しない方	84,900円
第4段階	本人が市町村民税課税	本人の合計所得金額(※1)が120万円未満の方	91,900円
第5段階		本人の合計所得金額(※1)が120万円以上210万円未満の方	106,100円
第6段階		本人の合計所得金額(※1)が210万円以上320万円未満の方	120,200円
第7段階		本人の合計所得金額(※1)が320万円以上350万円未満の方	134,400円
第8段階		本人の合計所得金額(※1)が350万円以上500万円未満の方	141,500円
第9段階		本人の合計所得金額(※1)が500万円以上600万円未満の方	148,600円
第10段階		本人の合計所得金額(※1)が600万円以上の方	
第11段階			
第12段階			

※1 合計所得金額とは、収入から公的年金控除額などの必要経費を差し引いた額です。ただし土地売却などにより譲渡所得の特別控除がある場合は、合計所得金額からその控除額を除いた額となります。合計所得金額に給与所得または公的年金に係る雑所得が含まれている場合には、給与所得金額および公的年金所得金額の合計額から10万円を差し引いた額(控除後の金額が0円を下回る場合は、合計所得金額は0円)を介護保険料算定に使用します
 ※2 ※1の合計所得金額から年金所得額を除いた額となります

介護保険料の減額について

■対象

低所得により保険料の納入が困難で、以下の要件を全て満たす方 ●保険料所得段階が第1段階以外 ●世帯の年間収入の合計額が一人世帯140万円以下、二人世帯200万円以下(以降一人増えるごとに60万円加算) ●世帯の預貯金の合計額が一人世帯140万円以下、二人世帯200万円以下(以降一人増えるごとに60万円加算) ●居住している以外の不動産を所有していない(固定資産税評価額100万円以内は除く) ●別世帯課税者の税の扶養親族または医療保険の被扶養者になっていない ●介護保険料を滞納していない

■必要書類

●6月中旬発送予定の令和4年度介護保険料決定通知か納入通知書兼納付書 ●令和3年の世帯全員の収入が分かる書類(年金振込通知書、年金支払通知書、源泉徴収票など) ●世帯全員の預貯金通帳(令和3年1月以降の記載がされたもの) ●本人のマイナンバーカードまたは通知カード(通知カードは券面に記載された氏名・住所などが住民票と一致している場合に限る) ●本人確認書類(運転免許証など)

■申請受付

6月15日(水)～30日(水) ※期限を過ぎても随時受け付けますが、納期を過ぎた保険料は減額できません